

令和5年度 被害者保護増進等事業費補助金 自動車運送事業の安全総合対策事業 (運行管理の高度化に対する支援)

I. 補助対象・補助額

1. 運行管理の高度化に対する支援

下記に定める国土交通大臣が選定した機器導入を補助いたします。

※過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援機器としての申請はできません。

補助対象装置※1	補助率	補助限度額※3
デジタル式運行記録計	取得経費の 1/3※2	20,000円 (100,000円)
映像記録型ドライブレコーダー		10,000円 (30,000円)
デジタル式運行記録計 ・ドライブレコーダー一体型		30,000円 (130,000円)
		80,000円 (130,000円) ※通信機能付一体型の上限

※1：補助対象装置によって補助対象事業者が異なります。

補助対象となる機器の一覧はJATAホームページにて閲覧できます。

※2：補助の対象となる範囲は決められています。

※3：括弧内の額は事業所用機器の補助上限。

1 事業者（リースの場合は貸渡し先）当たりの上限80万円、通信機能付車載器を含む場合の上限120万円



各車両への運行状況や事故発生時の映像データを記録し、
運転者への指導教育に活用することにより、事故防止を図ります。

II. 補助金申請受付期間

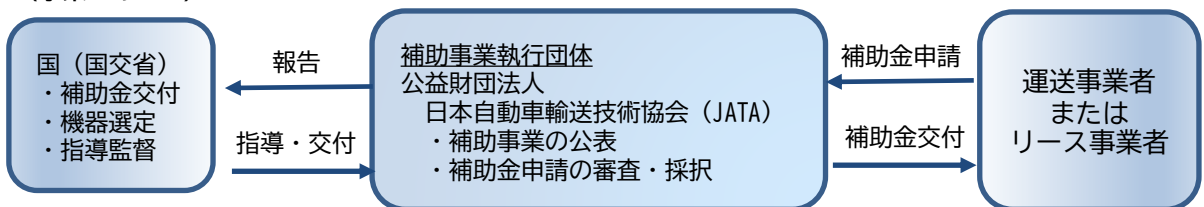
公募開始日（1次募集）令和5年8月10日～令和5年9月15日

※1次募集の申請は一般貨物運送事業者（リースの契約先を含む）

（2次募集）令和5年9月15日～令和6年1月31日

但し、対象機器を購入してからの申請となります。（実績申請）

（事業スキーム）



事業詳細は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会のホームページをご確認ください。

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
【補助金執行グループ】
E-mail : kokuhojo@ataj.or.jp